

2020年2月25日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都府職員労働組合
執行委員長 木守 保之

新型コロナウイルス対策による職員の安全と労働条件の確保、
府民の安全・安心を守るにふさわしい職員配置を求める申し入れ

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、府民の安全・安心を守るため、健康福祉部や危機管理部をはじめ、関係する職員が日夜対応にあたっています。

また、観光産業をはじめとした府内各地域の事業者や業者の経営は、外国人観光客を中心とした大幅な減少により、経営的に大きな打撃を受けており、緊急の経済対策等に携わる職員の業務量も増大しています。

府民の安全・安心、経営を守るために奮闘する職員が、安心して職務を遂行できるよう、下記のとおり申し入れます。

記

1. 京都府として、府民の健康を守り、くらしと経営の安定を図るため、万全の施策を講じるとともに、府民に過剰な不安を与えないよう、正確で必要な情報について発信すること。
2. 全職員が情報を共有し、専門的な知見や英知を結集して業務に携われるよう、職場運営を徹底すること。
3. 今回の新型コロナウイルス対応では、通常業務に加えて特例業務が加わることを想定し、人員増含めた必要な執行体制の確保と職員配置を行うこと。
4. 業務量増に対応する時間外勤務時間を適切に把握するとともに、必要な予算を確保して、時間外勤務手当の支給を適切に行うこと。週休日等に勤務した場合は、代休を基本として対応すること。相談業務等において、自宅等での対応が必要な場合は、オンコール手当を支給すること。
5. 職員が時間外勤務を行う際には、暖房や加湿を行うなど、安全衛生基準を満たした執務環境の確保に努めること。
6. 職員の体調管理には十分に留意するとともに、アルコール消毒液やマスクの配布等、職員への感染予防に万全を期すこと。
特に、現在妊娠中の職員や、病気治療と職業生活を両立している職員には、感染リスクを減らすなど、特段の配慮を行うこと。
7. 感染症拡大防止のための時差出勤の扱いについては、休暇の扱いや時間外勤務時間の入力の仕方、臨時職員、非常勤嘱託職員への適用など、整理を行い、所属に徹底すること。
8. 今回のコロナウイルスに関する厚生労働省 Q&A において、①発熱の際の対応として、自宅療養が求められていることから、病気休暇の運用について、本人申告を前提に柔軟に取り扱うとともに、臨時職員、非常勤嘱託職員が安心して休めるよう、有給の病気休暇の拡大を行うこと。加えて、②発熱が 37.5 度以上ある場合に一律に休ませる等の対応を行う場合は、「使用者の責に帰すべき事由による休業」として、全ての職員を有給の特別休暇として扱うこと。

以上